

平成30年9月26日

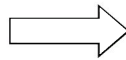
平成31年度等級格付の主な変更点について

平成31年度から、格付に用いる落札実績・工事成績の集計期間を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

変更前

5年7箇月分
(6年前の4/1～
前年度10/31)



変更後

6年7箇月分
(7年前の4/1～
前年度10/31)

※ 平成31年度のスケジュール等については、平成30年7月19日付「競争入札参加資格の確認及び平成31年度等級格付にかかる書類提出について」(京都市入札情報館に掲載。別紙のとおり。)にてお知らせしております。

平成30年7月19日

競争入札参加資格の確認及び平成31年度等級格付にかかる書類提出について

京都市では、平成29年9月7日付「京都市一般競争入札参加資格登録及び格付の主な変更点について（お知らせ）」にてお知らせしたとおり、平成30年度格付から格付開始日等の変更を行っておりますが、平成31年度のスケジュールと「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の審査基準日及び審査結果通知日の条件について、お問い合わせをいただくことがありましたので、念のためにお知らせします。

◆ スケジュール（予定であり、変更の可能性があります。）

- ① 手引き・様式等のホームページ掲載，案内ハガキの発送・・・平成30年10月上旬
- ② 更新書類の提出・・・郵送受付：平成30年11月上旬 窓口受付：11月中旬
- ③ 新格付の通知・・・平成31年3月末
- ④ 新格付の有効期間・・・平成31年4月1日～平成32年3月31日

※ ②の提出期間内に書類を提出しなかった場合の取扱い

- ㊦ 平成31年度は格付されません。
- ㊧ 平成31年4月1日付で参加停止とします。
- ㊨ 上記㊧は必要書類提出を確認した時点で解除します。
- ㊩ 上記㊧の前日までに上記㊨が満たされた場合は参加停止となりません。
- ㊪ 上記㊩の場合でも平成31年度中は格付されません。

◆ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書については、以下の条件を全て満たすこと。

- ① 審査基準日が平成29年4月1日以降であること

※ 判定基準日（平成30年10月31日）の1年7箇月前以降に審査を受けたものに限るため。

- ② 審査結果通知日が平成30年10月31日までにあること

※ 判定基準日（平成30年10月31日）時点における書類で格付を行うため。